

令和4年6月10日

日本入国に必要な出国前検査証明書の要件の簡素化

【ポイント】

- ・6月10日（金）から、日本入国に必要な出国前検査証明書の要件が簡素化。
- ・厚生労働省作成の新様式が使用可能。

【本文】

1. 現在、日本への全ての入国者（日本人を含む）は、出国前 72 時間以内に検査を受け、医療機関等により発行された陰性の検査証明書を、入国時に検疫所へ提示しなければなりません。

2. 今般、出国前検査証明書の要件等が簡素化されました。令和4年6月10日から、出国前検査証明書に記載すべき内容は以下の8項目となります。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 検査法
- (4) 採取検体
- (5) 検体採取日時
- (6) 検査結果
- (7) 医療機関名
- (8) 交付年月日

3. 検査証明書の様式については特に指定はなく、任意の様式でご用意いただけますが、必要項目が日本語又は英語で記載されている必要があります。今般の変更に伴い簡素化された厚生労働省の新様式は、以下の厚生労働省 HP からダウンロード可能です。詳細は厚生労働省 HP をご確認ください。なお、旧様式も引き続き使用することができます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

以上